大正四年六月二十一日第三種郵便物認可（毎月一回一日發行）

京都帝國大學經濟學會

經濟論叢

第三十一卷　第三號

昭和五年九月一日發行

論叢

法人配當源泉課税の長短……法學博士　神戸正雄

米國文化社會學……文學博士　米田庄太郎

貨幣の中心機能……文學博士　高田保馬

說苑

世界商品價格の決定……法學士　作田莊一

京都市に於ける米の小賣相場に就て……經濟學士　谷口吉彥

國家經費の轉嫁に就いて……經濟學士　小山田小七

雜錄

近世の人口について……經濟學博士　本庄榮治郎

支那に於ける水利經濟……經濟學士　大上末廣

ソウエート露西亞の都市財政……經濟學士　大谷政敬

地券について……經濟學士　黑羽兵治郎

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

（禁轉載）

京都市における米の小賣相場について

谷口吉彥

目次

一　三種の小賣相場　二　標準小賣相場　三　市內小賣相場　四　公設小賣相場　五　小賣相場の構成
六　市內運搬費　七　小賣相場の變動　八　小賣相場の異同　九　小賣相場の關係

一　三種の小賣相場

今日京都市に行はれてゐる米の小賣相場には、少くとも三種のものを區別せねばならぬ。第一は標準小賣相場ともいふべきものであつて、京都米穀商同業組合によつて決定せられ、組合員たる白米小賣商に對して示さるゝ『現金白米小賣標準直段表』である。これは單なる『標準直段』にすぎず、現實にこの相場によつて行はるゝ小賣取引は一もないのであるが、併し後に詳論するが如く、決して全く無意味な小賣相場ではない。

第二は、市內小賣相場ともいふべきものであつて、市內に散在する白米小賣商が、前記の同業組合から指示される小賣値段を標準として、現實に消費者へ提供する賣價である。小賣店の異なるに從つて、その小賣價格には多少の相違があるから、市內小賣相場は、標準小賣相場の單一なるに反して、多數の小賣價格の綜合である。けれどもこれら多數の小賣價格は、何れも現實に賣買さるゝ價格であつて、標準小賣相場の如き名目的のものではない。

第三は、公設市場相場ともいふべきものであつて、京都市によつて設けらるゝ公設小賣市場において賣買さるゝ値段である。これは市の市場課によつて、命令的に指定さるゝ所の、文字通りの公定相場である。私設小賣市場は、直接には、この公定相場によつて拘束されるものではないが、併し實際には、公私小賣市場を統制する市場聯合會があつて、なるべく共通の小賣相場を、公私兩市場に實現しようと努めつゝあるから、公設市場相場は大體において私設市場にも行はれつゝあるものである。

これら三種の小賣相場の外に、なほ二三の小賣相場を區別することが出來る。その一は消費組合の配給價格、その二は百貨店の小賣價格、その三は産地白米商から直接に、市内の消費者に配給せらるゝ價格これである。けれどもこれらの小賣形態は、今日においては、まだ〳〵特殊の小賣形態と認めらるべき狀態にあるから、これらの小賣相場については、姑らく後の問題とし、ここでは專ら、前の三種の小賣相場について研究することゝする。

二　標準小賣相場

京都市内において米穀商に從來するものは、昭和五年六月末現在において、約一千百名を計へる。是等の米穀商は、大正五年二月以來、重要物産同業組合法によつて、京都米穀商同業組合を組織し、その機能の一つとして、組合員たる市内小賣商の據るべき標準値段を決定して發表しつつある。白米小賣商の店頭に掲げらるゝ『現金白米小賣標準直段表』なるもの卽ちこれである。

同業組合は如何にして、この『標準直段』を決定するかといふに、先づ組合員の中より、組合長の依囑による六名の評價委員を設ける。實際において評價委員の中には、玄米卸商をも兼營するものもあり、然らざるものも、正米事情に通曉せるもの丶中から依囑されてゐる。評價委員は常に正米相場の變動に注意して、小賣相場の變更を必要と考へる場合には、組合長に申し出で、評價委員の合議によつて決定する。相場變更の動議は、評價委員より出ることもあり、市内小賣商の要求によつて、同業組合から出すこともある。米價騰貴の傾向の強いときには、小賣商は組合に向つて、頻りに標準値段の引上げを要求するものである。

評價委員の合議は、別に會合を催すことなく、電話をもつて多數決により決定する。蓋し實際において、標準値段の變更は、多くの場合、一斗につき一回に『五厘下げ』または『五厘上げ』より外になく、且つ『下げ』か『上げ』かは、その時の正米相場の動きによつて、すでに決定されてゐるのであるから、評價委員はたゞ、變更に對する賛否を表明すれば足るからである。

けれども評價委員は各自にその時の正米相場に基づいて、小賣相場を算出し、之によつて自己の態度を決定せねばならぬ。この算出の根據は、正米相場に倉敷、運賃を加算し、之を搗べりを見込んだ斗數で割るの方法による。例へば昭和五年六月二十日に變更された『小賣標準直段』は、一等米一斗につき二十六錢五厘となつてゐるが、これが算出は、次の如くして行はれたものである。その前日六月十九日の同格米(山城赤三等)の正米相場二十九圓三十錢を基礎とし、之に將來の値上りを見込んで三十圓と假定し、倉敷・運賃を一斗五錢とし、玄米一俵を精米して白米五十斗

とし、これに小賣利得八分を見込むときは、白米一斗の小賣標準値段は次の如く出てくる。

$$\frac{(300+5)\times 4}{50}\times 1.08=26.4\text{錢}$$

然るにこの『標準直段』なるものは、單に小賣商の參照すべき標準を示すにすぎず、現實の小賣取引は、この相場によつて行はるゝものではない。後に述ぶるが如く、この標準相場は、各種の小賣相場の中で最も高位にあつて、市内相場に比し、一割乃至一割五分の高値にある。從つてこの意味においては、卽ち小賣相場の絕對的高さといふ意味においては、それは何等小賣相場の標準を示すものではない。同業組合による價格の協定は、一見したるところ、カルテルの獨占價格の樣にも思はれるが、併し京都市の米の小賣に關する限りは、實際においてカルテル價格の實質を有してゐないことは、これによつても明らかであらう。

然らば標準相場は全く無意味かと云ふに、決してさうではない。それはなるほど絕對的の高さの標準とはならないけれども、併し變動の相對的の大さを指示する意味において、存在の理由を有してゐる。何となれば、市内の小賣商は、價格の高さこそこの標準には據らないけれども、價格の變更は、主として組合の『標準直段』の變更に準據して、之を實行しつゝあるからである。それ故に今日の實際における標準相場の意義は、高さを指示する絕對的標準としてでなく、變更の時期と程度とを指示する相對的標準としてのみ、その意義を認めらるべきものである。

いま大正十四年以後における標準小賣相場の變動を示せば次の如くである。

第一表　標準小賣相場の變動[1]（白米一瓩、錢單位）

年月日	優等米	一等米	二等米	三等米
大正十四年一月十一日	三四、三	三三、六	三二、九	三二、二
二月二日	三三、六	三三、九	三三、二	三二、五
二月四日	三三、九	三三、二	三二、五	三〇、八
三月十八日	三三、六	三三、九	三三、二	三二、五
四月六日	三四、三	三三、六	三三、九	三三、二
五月二十八日	三五、〇	三四、三	三三、六	三三、九
六月三日	三五、七	三五、〇	三四、三	三三、六
七月廿一日	三六、四	三五、七	三五、〇	三四、三
七月廿七日	三七、一	三六、四	三五、七	三五、〇
十月十六日	三六、四	三五、七	三五、〇	三四、三
十月廿六日	三五、七	三五、〇	三四、三	三三、六
十一月三日	三五、〇	三四、三	三三、六	三三、九
十一月十一日	三四、三	三三、六	三三、九	三二、二
十一月二十日	三三、六	三三、九	三二、二	三二、五
十二月八日	三三、九	三三、二	三二、五	三〇、八
十二月十八日	三三、二	三二、五	三〇、八	三〇、一
十二月廿一日	三二、五	三〇、八	三〇、一	二九、四
大正十五年六月二十日	三三、九	三三、二	三二、五	三〇、八
七月十一日	三三、六	三二、九	三二、二	三二、五
十月一日	三四、〇	三三、〇	三二、〇	—
*十月十一日	三五、〇	三三、五	三二、五	—
十月廿四日	三四、五	三三、〇	三二、〇	—
十一月一日	三四、〇	三三、五	三二、五	—
十一月廿五日	三三、五	三三、〇	三二、〇	—
十二月廿三日	三二、〇	三二、五	三〇、五	—
昭和二年一月十四日	三三、〇	三〇、五	二九、五	—
二月三日	三二、五	三二、〇	三〇、〇	—
二月十日	三二、〇	三二、五	三〇、五	—
四月十二日	三三、五	三二、〇	三二、〇	—
五月十日	三四、〇	三二、五	三二、〇	—
五月十八日	三三、五	三二、〇	三二、〇	—
七月廿六日	三三、〇	三二、五	三〇、五	—
八月五日	三三、五	三二、〇	三二、〇	—
九月十九日	三四、〇	三二、五	三二、五	—
十月四日	三三、五	三二、〇	三二、〇	—

*十月一日よりメートル法實施、それ以前の分は一瓩の價格に換算す。

1) 京都米穀商同業組合の原簿による

年月日	優等米	一等米	二等米	三等米
十月廿五日	三三、〇	三一、五	三〇、五	—
十一月七日	三二、五	三一、〇	三〇、〇	—
十一月十二日	三二、〇	三〇、五	二九、五	—
十一月廿二日	三一、五	三〇、〇	二九、〇	—
十一月廿九日	三〇、五	二九、〇	二八、〇	—

昭和三年

年月日	優等米	一等米	二等米	三等米
一月七日	二九、五	二八、〇	二七、〇	—
二月十日	三〇、〇	二八、五	二七、五	—
二月廿八日	二九、〇	二七、五	二六、五	—
五月三日	二八、五	二七、〇	二六、〇	朝鮮米
六月十三日	二九、〇	二七、五	二六、五	二三、五
七月十九日	二八、五	二七、〇	二六、〇	二三、〇
七月三十日	二八、〇	二六、五	二五、五	二三、五
八月六日	二八、五	二七、〇	二六、〇	二三、〇
八月十三日	二九、〇	二七、五	二六、五	二三、五
八月廿四日	二九、五	二八、〇	二七、〇	二四、五
九月四日	三〇、〇	二八、五	二七、五	二五、〇
九月八日	三〇、五	二九、〇	二八、〇	二五、五
九月十九日	三〇、〇	二八、五	二七、五	二五、〇
十月二日	二九、五	二八、〇	二七、〇	二四、五
十月十三日	二九、〇	二七、五	二六、五	二四、〇
十一月十二日	二八、五	二七、〇	二六、〇	二三、五

昭和四年

年月日	優等米	一等米	二等米	朝鮮米
二月廿三日	二八、〇	二六、五	二五、五	二三、〇
六月一日	二八、五	二七、〇	二六、〇	二四、〇
七月十日	二八、〇	二六、五	二五、五	二三、五
七月十七日	二七、五	二六、〇	二五、〇	二三、〇
七月廿一日	二八、〇	二六、五	二五、五	二三、五
八月五日	二八、五	二七、〇	二六、〇	二四、〇
九月三十日	二九、〇	二七、五	二六、五	二四、五
十月二日	二九、五	二八、〇	二七、〇	二五、〇
十月五日	三〇、五	二九、〇	二八、〇	二六、〇
十一月十六日	三〇、〇	二九、五	二七、五	二五、五
十一月廿七日	二九、五	二八、〇	二七、〇	二五、〇
十二月四日	二九、〇	二七、五	二六、五	二四、五
十二月廿七日	二八、五	二七、〇	二六、〇	二四、〇

昭和五年

年月日	優等米	一等米	二等米	朝鮮米
一月十三日	二八、〇	二六、五	二五、五	二三、五
四月一日	二七、〇	二五、五	二四、五	二三、五
五月十四日	二七、五	二六、〇	二五、〇	二三、〇
六月二十日	二八、〇	二六、五	二五、五	二三、五

三　市内小賣相場

市内に散在する白米小賣商が、消費者に供給する現實の小賣價格は、小賣店の異なるに從つて多少の相違あるを免れない。いま京都市内の各區にわたる六つの小賣商について、昭和五年上半期の毎月十六日現在の小賣相場を示せば、次の如く各々相違するのを見る。

第二表　市内小賣相場の比較[2]（白米一斗、錢單位）

小賣商	一月十六日 上米	中米	下米	二月十六日 上米	中米	下米	三月十六日 上米	中米	下米	四月十六日 上米	中米	下米	五月十六日 上米	中米	下米	六月十六日 上米	中米	下米
上京區A店	二五、〇	二三、五	二三、五	二五、〇	二三、五	二三、五	二四、五	二二、五	二三、五	二四、〇	二二、〇	二二、〇	二四、五	二二、五	二二、五	二四、五	二二、五	二二、五
上京區B店	二三、五	二二、五	二二、五	二三、五	二二、五	二二、五	二三、五	二二、五	二二、五	二三、〇	二二、〇	二二、〇	二三、〇	二二、〇	二二、〇	二三、〇	二二、〇	二二、〇
中京區C店	二四、二	二三、〇	二二、八	二四、二	二三、〇	二二、八	二四、二	二三、〇	二二、八	二四、二	二三、〇	二二、八	二四、二	二三、〇	二二、八	二四、二	二三、〇	二二、八
下京區D店	二三、〇	二二、〇	二二、〇	二三、〇	二二、〇	二二、〇	二三、五	二二、五	二〇、五	二三、五	二二、五	二〇、五	二三、五	二二、五	二〇、五	二三、五	二二、五	二〇、五
左京區E店	二四、五	二三、五	二三、五	二四、〇	二三、〇	二三、〇	二四、〇	二三、〇	二三、〇	二四、〇	二三、〇	二三、〇	二四、〇	二三、〇	二三、〇	二四、〇	二三、〇	二三、〇
東山區F店	二四、一	二三、〇	二二、〇	二四、五	二三、五	二三、五	二四、九	二三、八	二二、八	二四、七	二三、六	二二、六	二四、七	二三、六	二二、六	二四、七	二三、六	二二、六
平均	二四、〇	二三、九	二二、九	二四、五	二三、五	二三、五	二四、〇	二三、四	二二、四	二四、〇	二三、四	二二、四	二四、〇	二三、四	二二、四	二四、〇	二三、四	二二、四

2) 京都商工會議所調査による

けれども市内小賣相場が、かくの如く各店によつて相違することは、必ずしも或る店が高値であり、他の店が安値であることを示すものとは限らない。また必ずしも或る店が高利をむさぼり他の店が低利に甘んずることを示せるものでもない。何故かといふに、その主要な理由は、等しく上米・中米・下米と稱するも、その内容は各店によつて異なるからである。

今日の白米小賣商においては、一定の銘柄・等級のもの(例へば山城赤三等)を、單一のまゝ白米として賣り出すことは殆んどなく、その大部分は數種の銘柄・等級を混米せるものである。混米とは必ずしも粗惡米の混入を意味するものではない。元來米は品種または產地によつて、著しくその品等に格差あるは勿論、同格の米といへども、その風味ことに硬軟の度に相違あるものである。また之を消費者の側について見るも、米に對する各家庭の嗜好には、それ〴〵相違あるのみならず、この嗜好はまた、時の經過と共に次第に變遷するものである。(例へば關西では從來、大粒の硬質米が喜ばれたが、最近では次第に小粒の軟質米に轉じつゝあると言ふ。)そこで小賣商としてはその土地または家庭の嗜好を巧みに捉へて之に適應せねばならず、他方に各種の正米原價を考へ合せて、數種の米を混合するの必要に迫られる。混米は今日では、精米と共に、小賣商の重要なる技術的要素となつてゐる。言はゞ小賣商は、或る意味において、白米を製造しつゝあるものである。

市内相場は此の如く各店によつて相違するから、嚴密な意味におけるその計數を得ることは容易でない。京都商工會議所から發表される「京都小賣物價表」にある白米相場は、最近では(昭和

四年十二月以降）前掲第二表六店の平均をとりつゝあるが、それ以前は、信頼すべき市内小賣商二店より徵したものである。吾々の利用しうる市内小賣相場の資料としては、これ以外に求むることは、困難である。今これによつて大正十年以來の變動を示せば次の如くである。

第三表　市内小賣相場の變動[3]（内地一等白米、毎月十六日現在、一瓩錢單位）

	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	大正十五年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
一月	三七、三	三二、五	二五、三	三二、五	三四、三	三二、五		二四、三	二三、八	二三、〇
二月	三四、五	三二、五	二五、九	三〇、八	三四、三	三〇、八	三〇、八	二四、六	二三、四	二三、〇
三月	三二、四	三〇、八	二六、六	三〇、八	三二、九	三〇、八	二八、七	二四、六	二三、四	二三、〇
四月	二一、七	三二、二	二六、六	三二、五	三二、六	三〇、八	三〇、八	二四、二	二三、四	二三、四
五月	二二、四	三〇、八	二八、〇	三〇、八	二四、三	二二、八	※	二三、八	二三、四	二三、六
六月	二二、四	二二、二	二九、四	三〇、八	二五、五	二一、五	二九、六	二四、二	二三、八	二三、六
七月	二二、八	二二、六	三〇、一	—	二五、五	二二、九	二九、二	二四、二	二三、一	
八月	二五、九	三〇、八	二九、四	二二、二	二七、一	二二、九	二八、六	二三、八	二四、〇	
九月	二七、三	二九、四	二八、七	二四、三	二六、四	二二、九	二八、六	二五、八	二四、〇	
十月	二二、九	二八、〇	二七、三	二五、七	二六、四	二二、九	二八、二	二四、二	二五、五	
十一月	二二、九	二六、六	二〇、一	二五、七	二四、三	二二、九	二六、二	二四、二	二五、四	
十二月	二二、九	二四、五	二〇、八	二五、〇	二二、二	二二、二	二五、〇	二三、八	二四、〇	

＊昭和二年五月以前は、一瓩の價格に換算せるものである。

四　公設小賣相場

3）京都商工會議所調「京都の實業」および會議所の原簿による。

公設小賣市場は現在京都市内に九ヶ所あり、これに中央卸賣市場附屬の小賣賣店二ヶ所を加へて、十一ヶ所の小賣市場は、直接に京都市市場課の統制の下にあり、その小賣相場は、各市場とも、均一相場をもつてし、市場課によつて全く天降り的に指定さるゝ價格をもつて販賣しつゝある。

私設小賣市場は現在京都市内に六十一ヶ所(開設準備中のものも加へて)あり、その中二十八ヶ所だけは、公設市場と聯合して、市場聯合會を組織し、公設市場の指定相場をそのまゝ、私設市場にも適用せしめんと努めつゝある。從つて公設小賣相場は、大體において、私設市場の主要なるものにも行はるゝ傾向にある。

公設小賣相場は、市場課において自由に決定して指示しうるものである。けれども此の場合にも、正米相場の變動が基礎となること言ふまでもない。その計算の基礎は、およそ次の如くに行はれると言ふ。即ち玄米原價に搗べり五分と利益四分を見込み、之に倉敷・運賃その他の費用一石につき一圓を加算する。例へば昭和五年六月十六日の指定相場は、優等米一斗二十三錢五厘に變更されてゐるが、これはその前々日の正米相場同格米二十八圓九十錢にもとづき、一斗を七合一勺として次の如く計算される。

$(2890 \times 1.09 + 100) \times 7.1 = 2307.5$ これを繰り上げて一升二十三錢五厘とせるものである。

いま大正十四年以來の指定價格の變更を示せば、次の如くである。

第四表　公設小賣相場の變動[4]　(白米一斗、錢單位)

4) 京都市市場課の原簿による。

說苑　京都市における米の小賣相場について

年月日	優等米	一等米	二等米	三等米
大正十四年				
一月廿一日	—	三〇、八	三〇、一	二九、四
三月四日	—	三〇、一	二九、四	二八、七
三月廿五日	—	三〇、八	三〇、一	二九、四
四月八日	—	三一、五	三〇、八	三〇、一
六月一日	—	三二、二	三一、五	三〇、八
六月十二日	—	三二、九	三二、二	三一、五
七月廿三日	—	三三、六	三二、九	三二、二
八月三日	—	三四、三	三三、六	三二、五
九月十日	—	三三、六	三三、九	三二、二
十月廿一日	—	三三、九	三三、二	三二、五
十一月五日	—	三三、二	三二、五	三〇、八
十一月十四日	—	三二、五	三〇、八	三〇、一
十一月廿一日	—	三〇、八	三〇、一	二九、四
十二月一日	—	三〇、一	二九、四	二八、七
十二月十七日	—	二九、四	二八、七	二八、七
大正十五年				
一月廿四日	三〇、八*	—	—	朝鮮米
二月六日	三〇、一	二八、七	二八、〇	二七、三
二月十九日	三〇、八	二九、四	二八、七	二八、〇
三月七日	三〇、一	二八、七	二八、〇	二七、三
五月廿七日	三〇、八	二九、四	二八、七	二八、〇
六月廿一日	三一、五	三〇、一	二九、四	二八、七
七月十二日	三二、二	三〇、八	三〇、一	二九、四
十五年				
九月廿三日	三二、五	三〇、一	二九、四	二八、七
十月一日*	三二、〇	三〇、五	三〇、〇	二九、〇
十一月一日	三二、〇	三〇、〇	二九、〇	二八、五
十一月廿六日	三〇、五	二九、〇	二八、五	二七、五
十二月十六日	三〇、〇	二八、五	二七、五	二七、〇

* 大正十五年一月二十四日より優等米(すし米)を新設す

* 同年十月一日よりメートル法實施それ以前の分は換算す。

年月日	優等米	一等米	二等米	朝鮮米
昭和二				
一月七日	二九、〇	二七、五	二七、〇	二六、〇
二月五日	三〇、〇	二八、五	二七、五	二六、〇
四月十六日	三〇、五	二九、〇	二八、五	二六、五
五月十四日	三一、〇	二九、五	二九、〇	二七、五
七月十八日	三〇、五	二九、〇	二八、五	二七、〇
七月廿五日	三〇、〇	二八、五	二八、〇	二六、五
七月廿八日	〃	〃	〃	二六、〇
八月二日	二九、五	二八、〇	二七、五	二五、五
八月八日	三〇、〇	二八、五	二八、〇	二六、〇
九月五日	二九、五	二八、〇	二七、五	二五、五
九月十九日	三〇、〇	二八、五	二八、〇	二六、〇
十月六日	二九、五	二八、〇	二七、五	二五、五

年月日	優等米	一等米	二等米	朝鮮米
十月廿六日	二九、〇	二七、五	二七、〇	二五、〇
十一月一日	〃	〃	〃	二六、五
十一月八日	二八、五	二七、〇	二六、〇	二四、五
十一月十三日	二八、〇	二六、五	二五、五	二四、〇
十一月二十日	二七、五	二六、〇	二五、〇	二三、五
十一月廿六日	〃	〃	〃	二三、五
十一月三十日	二七、〇	二五、五	二四、五	二三、〇
十二月五日	二六、五	二五、〇	二四、〇	〃
十二月九日	〃	〃	〃	二三、五

昭和三年

年月日	優等米	一等米	二等米	朝鮮米
二月十日	二七、〇	二五、五	二四、五	二三、五
二月廿五日	二六、〇	二四、五	二三、五	二三、〇
五月四日	二五、五	二四、〇	二三、〇	二三、五
六月十二日	二六、〇	二四、五	二三、五	二三、〇
七月二十日	二五、五	二四、〇	二三、〇	二三、五
八月三日	二五、〇	二三、五	二三、五	二二、〇
八月七日	二五、〇	二四、〇	二三、〇	二三、五
八月十四日	二六、〇	二四、五	二三、五	二三、〇
八月廿八日	二六、五	二五、〇	二四、〇	二三、五
九月六日	二七、〇	二五、五	二四、五	二四、〇
九月十日	二七、五	二六、〇	二五、〇	二四、五
九月二十日	二七、〇	二五、五	二四、五	二四、〇

年月日	優等米	一等米	二等米	朝鮮米
十月四日	二六、五	二五、〇	二四、〇	二三、五
十月九日	二六、〇	二四、五	二三、五	二三、〇
十月廿一日	二五、五	二四、〇	二三、〇	二三、五

昭和四年

年月日	優等米	一等米	二等米	朝鮮米
二月二十日	二五、〇	二三、五	二三、〇	二三、〇
六月四日	二五、五	二四、〇	二三、〇	二三、五
七月十一日	二五、〇	二三、五	二三、〇	二三、〇
七月十四日	二四、五	二三、〇	二三、〇	二二、五
八月二日	二五、〇	二三、五	二三、〇	二三、〇
八月七日	二五、五	二四、〇	二三、〇	二三、五
十月一日	二六、〇	二四、五	二四、〇	二四、〇
十月四日	二六、五	二五、〇	二四、〇	二四、五
十月六日	二七、〇	二五、五	二四、五	二四、五
十一月十三日	二六、五	二五、〇	二四、〇	二三、五
十一月十九日	二六、〇	二四、五	二三、〇	二三、〇
十一月三十日	二五、五	二四、〇	二三、〇	二三、五
十二月八日	二四、五	二三、五	二三、五	二二、五
十二月廿七日	二四、〇	二三、〇	二三、〇	二二、〇

昭和五年

年月日	優等米	一等米	二等米	朝鮮米
一月十一日	二三、五	二二、五	二二、五	二〇、五
四月一日	二三、〇	二二、〇	二二、〇	二〇、五
六月十六日	二三、五	二二、五	二二、五	二二、〇

五　小賣相場の構成

以上三種の小賣相場について、その各々の靜態および動態を別々に見て來た。然らばこれら三種の小賣相場が、かくの如く各々相違するのは何故かといふに、それは要するに、各々の小賣相場を構成する諸要素に對する評價を異にするから來るものである。そこで次の問題は、これら小賣相場の構成諸要素に立入つて、更に詳細に觀察するにある。

（一）正米原價。　小賣商が玄米卸商より買入るゝ正米原價は、銘柄、粒種、等級によつて異なるは勿論、同じものでも原價は日々に變動し、同じ時においても仕入先によつて、多少の相違あるを免れない。小賣商は、混米技術上の要求と正米時價とを對照して、最も有利な仕入をなすべく努めつゝあるが、この外に、仕入方法の相違によつても、原價の上に少なからざる相違を來たすものである。取引方法を評論するのは當面の問題ではないが、例へば資力豐富な小賣商人が大阪の仲介者を介し、または未着米を『レール買ひ』して、直配（デキハイ）せしめて現金仕入をなす場合と、問屋の資力に依存する小賣商人が、言ふがまゝの條件で問屋の註文どりに應じ、支拂を延滯するが如き場合とによつて、同もじのゝ仕入原價でも、大なる相違を示すことあるべきは、言ふまでもない。

（二）貨車出し賃、手數料、水上げ賃。有力なる小賣商が『レール買ひ』をする場合には、貨車からプラットホームへの貨車出し賃と運送手數料（兩者合して一俵につき三錢）とを負擔するだけ

で直ちに自店へ直配させることが出來る。倉庫在品を正米商から仕入れる場合には、水あげ賃(貨車出し賃と手數料と庫入賃とを含む。一俵につき五錢を普通とする。)は正米商の負擔となるから仕入原價はそれだけ高くなければならぬ。これらの經費は、勞賃を差引いて、倉庫會社の收入となる。

(三) 倉敷料。　玄米着驛の後、小賣商人に配達さるゝまでの間は、倉庫會社の保管に依賴することゝなるが、これに對する倉敷料(從來一ヶ月一俵五錢であつたが、昭和五年五月一日より四錢五厘に値下げした)は、京都の商習慣として、一ヶ月以内の場合の『敷』は小賣商の負擔とし、二ヶ月以上にわたる『重敷』は、すべて玄米商人の負擔となることゝなつてゐる。小賣商が『レール買ひ』をして、直配させる場合には、倉敷料、水上げ賃は節約され、たゞ前述の貨車出し賃および手數料のみを負擔すれば足る。

(四) 市内運搬費。　倉庫から小賣商への玄米運搬費(平均一俵約八錢)と、小賣商から消費者への白米配達費とを含む。これに就ては次節に詳論することゝする。

(五) 精米賃料。　今日では殆んど大部分の小賣商は、自家精米をなしつゝあるから、精米に要する賃料は特別に支拂ふものではないが、その勞費は言ふまでもなく小賣商の負擔に屬する。けれどもこの勞費は、精米によつて得られる糟と粉米によつて、ほゞ相殺できるものと考へられる。玄米約十二俵を精米して糟一俵(五斗五升)と粉米三升五合を得るとすれば、兩者の時價約一圓八十錢とし、玄米一俵當りおよそ十五錢の副收入となる。これはほゞ精米の勞費を償ふものと

見ることが出來る。精米の技術は、最近に至り摩擦法の普及と丶もに、著しく改善せられ、無砂米、胚芽米、半搗米等々工夫せられて、精米は混米と共に、小賣商における重要なる技術的要素をなしてゐる。

（六）搗べり。　搗べりは米の品種、等級、精米の程度、時期によつて相違ある故に、正確なる計數を得ることは困難である。普通玄米一俵を五六瓩乃至六〇瓩とし、之を精米するときは、五二瓩乃至五六瓩となる故に、平均五%乃至八%の搗べりあるものと見られる。之を如何に見積るかによつて、小賣原價の見積りに大なる相違を生ずるのである。

以上の諸要素によつて白米原價が構成される。この白米原價と實際の小賣相場との差額は、卽ち小賣利得となるものであるが、併し小賣利得はそのまゝ小賣利潤となるものにあらず、むしろその少なからざる部分が、小賣經費として支出される。小賣經費を構成する諸要素は、得意廻りに要する勞賃、貸賣に伴ふ利子、貸倒れ、精米機および店舗の償却、租稅、內部經費等であり、これらのすべてを控除せる殘餘にして、始めて小賣の純利潤となるものである。これらの諸經費を精密に算出することは、殆んど不可能であるから、普通は白米原價と小賣相場との差額を見るの外ない。述べ來れる所に從つて、計算を試みるならば、次の如くなる。昭和五年六月二十日の標準小賣相場は、一等米二十六錢五厘に値上げされたが、前日の正米相場は、同格米（山城赤三等）一石二十九圓三十錢であるから、之を基礎として算出すれば、搗べり最少五十六瓩に上げるとして倉敷四錢五厘、運賃八錢とすれば次の如くなる。

$$\frac{29.3\text{圓}\times 4+4.5\text{錢}+8\text{錢}}{56}=21.2$$

之を標準小賣相場の

一等米二十六錢五厘に比すれば二割五分の利得となる。けれども實際の市内小賣相場は、これよりも遙かに低いから、當日同格米(優等米)平均二十四錢五厘とすれば、一割二分弱の利得となるに過ぎず、この中から、得意廻り以下の一切の小賣經費を支辨せねばならぬから、小賣商の純利潤は、これよりも遙かに低位にあるものと考へねばならぬ。且又この計算は、搗べり最少の場合を見たものである。

六　市内運搬費

小賣相場に影響する市内運搬の費用は、正米倉庫から小賣商人への玄米運搬費と、小賣商人から消費者への白米配達費との二つを包含する。

第一に、倉庫から小賣商への市内運搬は、今日ではその七八割までは、馬車により、殘餘の二三割は、肩曳車および貨物自動車による。これらの運搬事業も今日では殆んど企業化し、例へば大なる馬車屋は三四十の馬と車とを準備し、馬子は是等を借受けて運搬に從事し、一日の收入は親方(馬車屋)六分、馬子四分の割合に分割する。また肩曳車の如き簡單なものでも、自ら車を所有する勞働者は割合に少なく、數百の車を所有する貸車屋(多くは車製造人)から、一ヶ月二圓五十錢乃至三圓の賃料を出して借り來れるものである。

貸物自動車による運搬は最近增加の傾向にあるが、併し近き將來において、すべてが之によつて壓倒されるものとは思はれない。何となれば、元來米の小賣商は、主要街路に大規模の店舗を

有するものは寧ろ稀であつて、多くは横町裏町の狹き街路に面してゐるから、貨物自動車によつて戸口から戸口への運搬をなし得ざるものが少くない。これらの小賣商に對しては、肩曳車によるか、若くは少くとも馬車による必要があるからである。更にまた馬車の便利なる所以は、その積載量二十五俵が、多くの小賣商における一回の仕入單位と一致するからである。小規模の小賣商にあつては、より小口の仕入をなすことも少なからず、從つて積載量十俵の肩曳車が却つて便利とされることがある。

これら三種の運搬機關を異にするに從つて、距離と運賃との關係を異にする。例へば貨物自動車は、積却しに多くの手間を要するけれども、距離の遠近は比較的に大なる問題とならず、之に反して肩曳車は、殆んど全く距離の大小によつて運賃を決定すべき關係にある。この市内運賃を決定する方法は二つある。一は一定の距離を標準として市内を區劃し、各々の區劃にいたる運賃を規定する區劃制度であり、他は個々の小賣店に至る運賃を、一々個別に規定する所の個別制度である。二條驛を中心とする諸倉庫は、近來個別制度を協定し、梅小路驛を中心とするものは、區劃制度をとりつゝある。いま馬車を標準とする運賃を示せば最低一俵四錢より最高十五六錢に、および、平均ほゞ八錢に當る。

因みにこの市内運賃を鐵道貨車便(貸切扱)による運賃と比較する時は、市内平均一俵約八錢の運賃をもつてすれば、九〇粁を運び得べく、京都より明石附近または近江長岡附近まで運び得ることゝなる。また二條驛より北白川までの市内運賃一俵十五錢は、貨車便にて二四五粁、卽ち京

都より岡山附近または濱松附近まで、運送しうる計算となる。

第二に、小賣商から消費者への白米配達費は、小賣經費の重要なる部分をなしつゝあるが、之に關する精密なる計數をうることは困難である。けれども小賣商への玄米運搬に比すれば、極めて少量づゝの配達であるだけ、その費用の割合は、遙かに大なるものである。普通小賣商の概算するところでは、註文とりと配達とに、一斗當り各々五錢づゝ、一俵約四十錢の割合と見る。之に從へば、玄米運搬費平均の約五倍に當ることゝなる。

七　小賣相場の變動

いま大正十年以後の毎月央における各種小賣相場（一等白米、一瓩錢單位に換算）をとつて、之を圖示すれば、第一圖表の如くなる。これに就て見る時は、三種の小賣相場は、殆んど一致せる變動を示してゐる。卽ち之を時間的變動の重要なる三種について見るに、

第一に、趨勢的變動（一般的傾向）は、この十年間において、殆んど何等の變動をも認め難い。蓋しこの期間は、大正九年の恐慌以來、今日まで繼續する所の永續的不況の時代であり、一般の經濟的發展は、停頓しつゝあつた時代であるからであらう。

第二に、季節的變動の存することは明らかに認められる。卽ち何れの年においても、前半に低く後半に高くなつてゐる。けれども之に關する詳細の研究は、後に卸賣相場の研究をなす場合にゆづる。蓋し米の相場の季節的變動は、消費者側の事情によるよりも、むしろ主として生產者側

第一圖表　小賣相場の變動（その一）

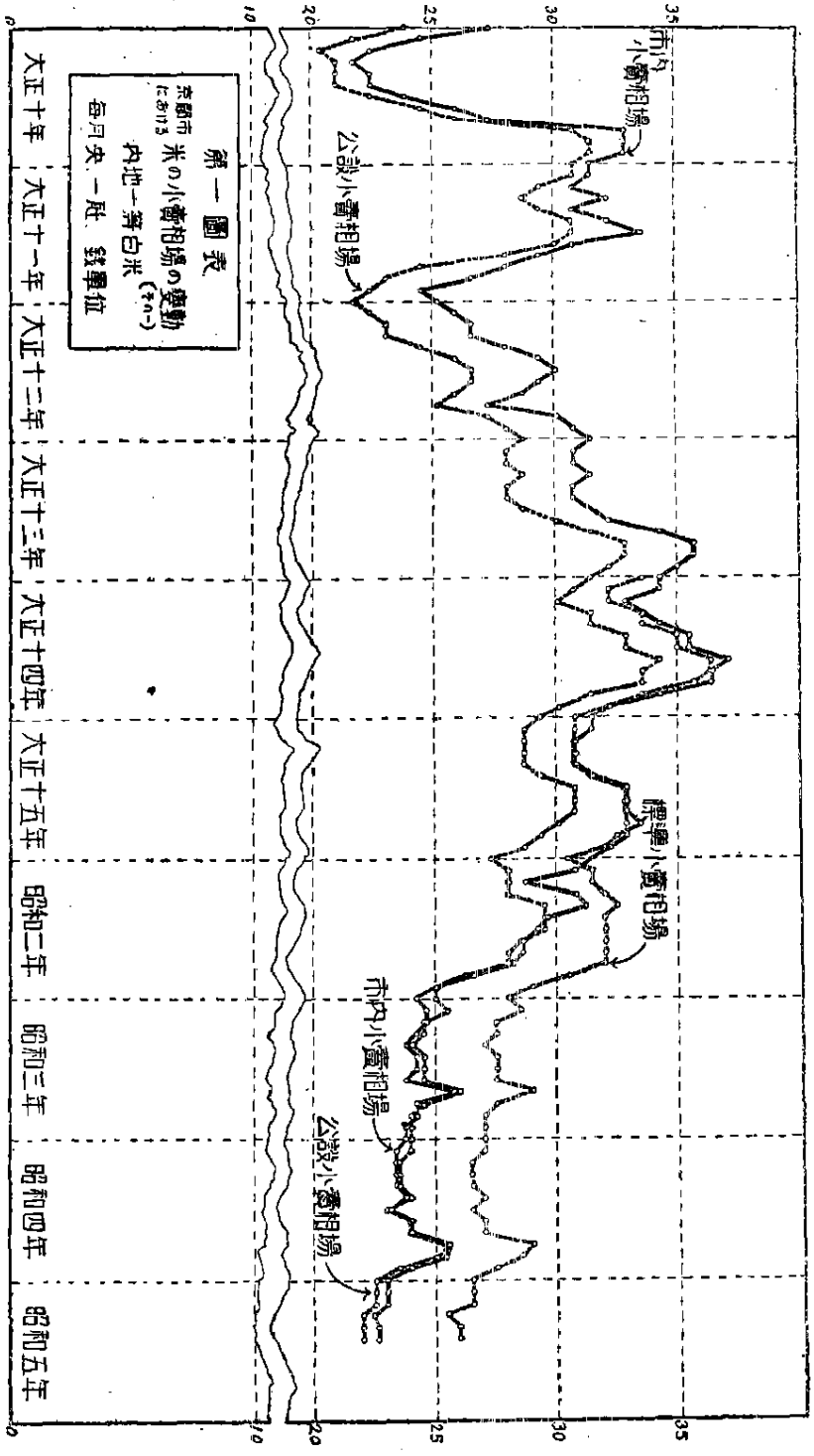

第一圖表
京都市米の小賣相場の變動（その一）
内地一等白米
毎月末一斗　錢單位

の事情にもとづくものであり、從つてそれは、小賣相場におけるよりも卸賣相場において、より顯著な特徴を發見しうべく、少くとも兩者の季節的變動を比較することは、より興味あることであると考へられるからである。

第三に、循環運動はこの十年間において、ほゞ一回の循環をなしてゐる樣に見える。大正九年の下落を承けた下降傾向は、十年の三四月において底に達し、その後は十年下半期から十一年上半期におよぶ反動的騰貴を見せてはゐるが、大體において漸騰傾向をとり、十四年八月に至つて頂點に達する。それ以後は不斷に漸落傾向をとつて今日に及ぶ。從つてこの十年間を二分して、前期の五年間は騰貴傾向、後期の五年間は下落傾向をとつてゐることが認められる。

次に小賣相場變動の回數を見るために、變動の時期を指示する第二圖表を作成した。之について見る時は、標準小賣相場も公設小賣相場も共に、變動の回數の比較的に少いこと、卽ち小賣相場の安定性が、明らかに認められる。取引所における淸算米相場は、一日の中に十數回または數十回の變動あり、正米相場卽ち玄米卸賣相場でさへ、少くとも日々に變動しつゝあるに反し、小賣相場は平均において一ヶ年十四回餘、最も多い年でも十七回、最も少い年では十一回に過ぎない。

變動の回數を更に各年の上半期と下半期に分けて見る時は、著しい對照を認めることが出來る第二圖表および第五表によつて認めらるゝ如く、各年とも、上半期における變動の回數は甚だ少なく、六ヶ月間に平均四回內外にすぎないに反し、下半期においては平均十回內外におよぶ。而して上半期における變更は、『上げ』多く、下半期におけるそれは、最初に『上げ』、後に『下げ』の傾向あること、各年にわたつて認められる所である。

第二圖表　小賣相場の變動（その二）

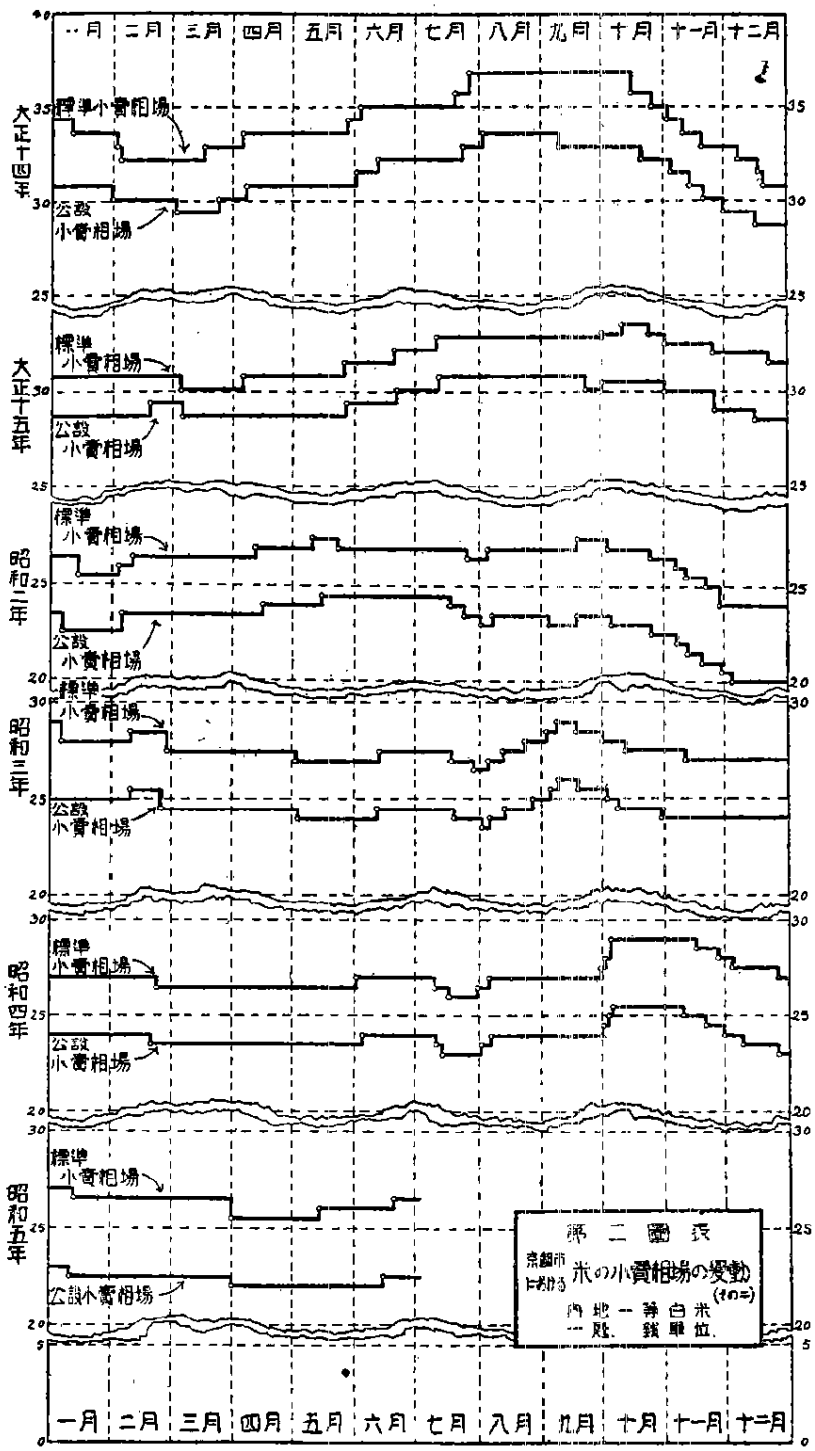

第五表　小賣相場變動の回數[5]（內地一等白米）

	標準小賣相場 一月—六月	標準小賣相場 七月—三月	標準小賣相場 計	公設小賣相場 一月—六月	公設小賣相場 七月—三月	公設小賣相場 計
大正十四年	七	一〇	**一七**	六	九	**一五**
大正十五年	四	六	**一〇**	四	六	**一〇**
昭和二年	六	九	**一五**	四	一三	**一七**
昭和三年	五	一一	**一六**	四	一一	**一五**
昭和四年	二	一一	**一三**	二	一二	**一四**
昭和五年（上半）	（四）	—	—	（三）	—	—
計	二四（四）	四七	**七一**	二〇（三）	五一	**七一**
平均	**四、七**	**九、四**	**一四、二**	**三、八**	**一〇、二**	**一四、二**

第三に、同一相場の持續する日數を見る時はまた、反面から小賣相場の安定性を認めることが出來る。下半期の如く變動の頻繁なる場合には、從つて同一相場の持續日數は短く、僅かに一兩日にして變動してゐる場合もあるが、之に反して上半期の持續日數は一般に長く、最長百二十日（昭和三年十一月より昭和四年二月まで）に及ぶことさへある。この關係は次の表によつて看取することが出來る。

5) 前掲第一表及び第四表に基いて算出す。

第六表　同一相場の持續日數[6)]

	標準小賣相場							公設小賣相場						
	大正十四年	〃十五年	昭和二年	〃三年	〃四年	〃五年	計	大正十四年	〃十五年	昭和二年	〃三年	〃四年	〃五年	計
四日以内	二				二		四					三		五
五日以上	五	一	三	三	三		一五	二		六	三	三		一五
十日以上	四	一	五	七	三		二〇	六	一	四	五	四		二〇
二十日以上	一	五	二	一	一		九	一	五	四	一			一一
三十日以上	三	二	三	四	三	二	一七	五	一	一	二	三		一一
六十日以上	二		二	一	一	一	六	一	二	三	一		二	九
九十日以上		一					三							二
計	一七	一〇	一五	一六	一三	(*三)	七四	一五	一〇	一七	一五	一四	(*二)	七三
%	五、四	二〇、三	二七、〇	一二、二	二三、〇		一〇〇、〇	六、九	二〇、五	二七、四	一五、一	一二、三		一〇〇、〇

*昭和五年は上半期分とす。最後の持續日數は未定につき採らず。

八　小賣相場の異同

（一）小賣相場の價位の高低をば、標準相場、市內相場、公設相場の三種について比較する時は、前掲第一圖表に示さるが如く、現在においては、標準相場は離れて高く、市內相場に比し一瓩につき三錢五厘、公設相場につきおよそ四錢の高値にある。

6) 前掲第一表および第四表に基いて算出す。

何故に標準相場がかくの如く高値にあるかといふに、第一に、京都米穀商同業組合における標準米の格付は、市内小賣商および公設市場のそれに比して、ほゞ一格の上にあつて、例へば前者の一等米格は、後者の優等米(すし米)格に相當するからである。他の一半の原因は、評價委員における標準相場の評價が、すでに述べたる如く、搗べりその他の條件につき、寛大な評價をなすからである。

市内相場が標準相場よりも遙かに低位にあるのは、恰も右と反對の理由によるのであるが、然らば何故に、市内小賣商は、その建米の標準を引下げ、嚴密な採算をたてゝ、標準相場よりも遙かに低位におかねばならぬかと言ふに、この原因としては、第一に公設および私設市場の牽制、第二に一般經濟界の不況による消費者購賣力の減退を考へねばならぬ。

(二) 公設市場における建米は、市内小賣商のそれよりも劣らざるに拘らず、現在においては常におよそ五厘程度の低位を示してゐる。これは種々の理由による。公設市場は今日においてはその創設當時におけるが如き、社會的救濟設備としてゞなく、一の經濟的設備として存在するから、今日では謂はゆる廉賣市場をなすものではない。けれども消費者市民を代表する立場から、市場に對して公的統制を行ふ點は、今日と雖も何等異なるものではない。米の標準建米を決定し、その小賣價格を指定するが如き卽ちこれである。公設市場相場が多少の低位にあるのは、一部はこの公的統制といふ政治的原因に歸せらるゝものである。

けれどもそれは單に公的統制といふ政治的原因にのみ歸せらるべきではない。そこにはまた種

々の經濟的原因もある。その第一は現金主義の勵行にある。それは必ずしも嚴密に例外なく實行されてゐるわけではないけれども、併し市内小賣商が掛賣主義を原則とするのとは、正に對立するものである。現金主義が資本の回收を迅速にし、貸倒れをなくすることによつて、賣價を引下げしむるに至ることは、言ふまでもない。

第二の經濟的原因は、店舗費の低廉にある。元來米の小賣の如き利潤率の低い商業では、店舗その他の設備に大なる資本を固定させることは不可能であり、從つて普通の小賣商にあつても、市内の中心地に創業するが如きことは、殆んど見ざる所であるが、公設市場にあつては、この種の創業固定費は、殆んど必要とせざるのみならず、賣場の賃貸料もまた、市内店舗の家賃に比して低廉である。

第三の原因は、販賣量の大なる點にある。今日普通の小賣商の販賣量は、一ヶ月三四十石内外と推算されてゐるが、公設市場のそれは平均約八十石を算する。ことに創業當初において、市内小賣商にあつては、半年乃至一年は得意をつくるため殆んど空費されるが、公設市場にあつては市場の性質と信用によつて、最初から相當の得意をもつことが出來る。

（三）　以上三種の小賣相場の價位について言ふ所は、今日の狀態に關するものであるが、かゝる關係は、第一圖表によつて認めらるゝ如く、時の經過と共に變化しつゝある。第一に標準相場と市内相場との相違をみるに、今日の如き甚だしき開きは、昭和二年以後に現はれたものであり、それ以前には兩者は殆んど一致し、むしろ標準相場は却つて下走るの傾向にあつた。第二に、公

設相場は今日では、正當に市内相場の下位にあるが、昭和三四年には却つて高値にあり、それ以前にはまた、甚だしく下位にあつた。之を市内相場から見る時は、これまで標準相場を中心に動いてゐたが、昭和二年の下落當時以後は、むしろ公設相場を中心として動くことゝなつてゐる。

九　小賣相場の關係

（一）前後關係　三種の小賣相場は、その變動の前後關係において、如何なる關係にたつか、先走るものと後れるもの、リードするものとされるものとの關係如何は、第二圖表によつて示されてゐる。而して市内小賣相場は、その變動の時期を正確に知り得ないから、こゝではたゞ標準相場と公設相場との比較をなし得るに過ぎない。

大正十四年以後の變動について、この關係を點檢するときは、昭和三年における多少の例外を除いて、次の原則を認めることが出來る。

一、上昇の場合には、標準相場は先走り、公設相場は後れて上昇する。

二、下降の場合には、公設相場は先走り、標準相場は後れて下降する。

三、右の結果として、低値の期間は公設相場においてより長く、高値の期間は標準相場においてより長いことゝなつてゐる。

右の諸關係は、多少の例外をのぞき、各年にわたつてほゞ見らるゝ所であるが、その最も典型的に現はれてゐる昭和四年中の變動を圖示すれば、次の如くである。

第三圖表　小賣相場變動の比較（昭和四年）

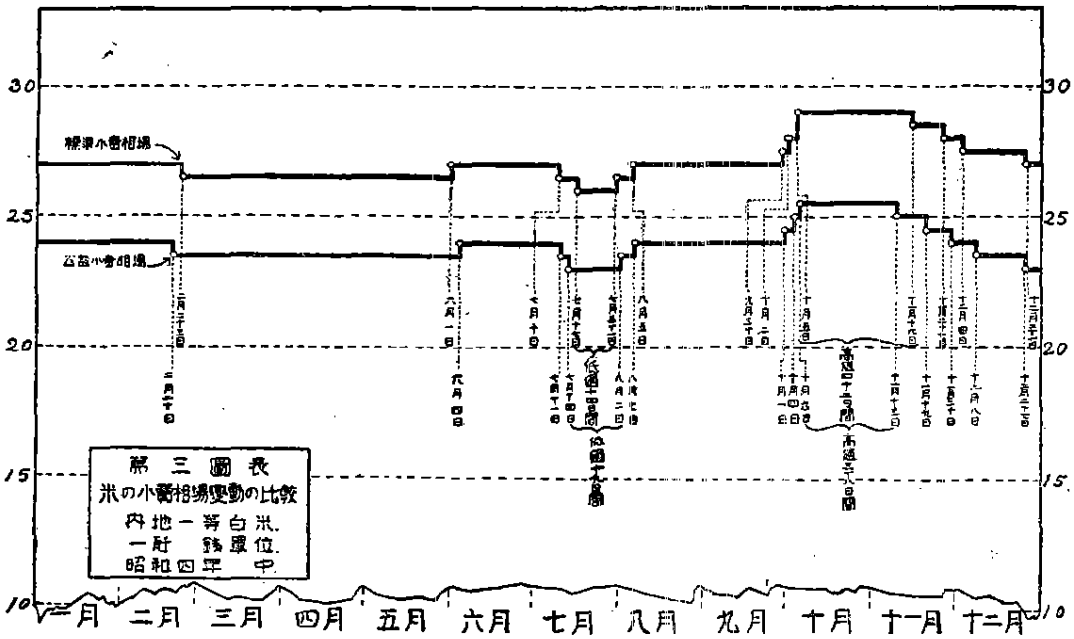

二つの小賣相場が、かくの如き變動關係を示してゐるのは、標準相場も、公設相場も何れもそれ〴〵の立場において、それ自らの機能を果しつゝあることを、實證してゐるものと見ることが出來る。

（二）依存關係　一般に現實に存在する所の時の前後關係から、吾々は三つの關係を想定することが出來る。第一は兩者の間に因果の關係がある場合、第二は、兩者の間には何等因果關係なく兩者は共に、他の共通の一原因によつて變動し、而も兩者は全く獨立に變動し、たゞその現はるゝ時期に前後の相違ある場合、第三は、他の共通の一原因によつて變動しながら、而も兩者の間には或る程度の依存關係があつて、一方の變動は他方に向つて變動の動機または機會を與ふることゝなる場合これである。而して現實の運動がこれらの

何れに屬するかは、統計的資料から斷定することは困難であり、他の實證的研究によらねばならぬ。

いま吾々の問題とする米の小賣相場が、上昇期においては標準相場が先走り、下降期においては公設相場が先走るといふ事實について考ふるに、兩者の間には勿論右の第一の場合の如き因果關係は存在せず、また第二の場合の如き、兩者が全く孤立の關係にあるものでもない。それは第三の場合の如く、他の共通の原因によつて動きながら、而も互に相牽制するの場合にあたる。

第一にこの共通の原因となるものは、正米相場卽ち玄米卸賣相場の變動である。三種の小賣相場は何よりも先づ正米相場に依存することは言ふ迄もない。

第二に市内小賣相場は、主として、正米相場に依存するものではあるが、なほその變動の時期と程度において、標準小賣相場の影響を受け(之を假りに相對的影響といふ)、その絕對的の高さに於ては、公設市場の影響を受ける(之を假りに絕對的影響といふ)。

第三に標準相場は、主として正米相場に依存しながらも、公設相場から相對的影響を受ける。前に述べたる如く、下降期において、公設市場に追隨して標準相場の下る傾向のあるのは卽ち是である。

第四に公設市場は主として正米相場に依存し、併も標準相場から相對的影響を受ける。前に述べたる如く、上昇期において標準相場にリードされつゝ公設相場の上るのは卽ち之である。是等の關係は第四圖表によつて說明される。(黑線は絕對的影響、點線は相對的影響を示す)。

第四圖表　小賣相場の依存關係

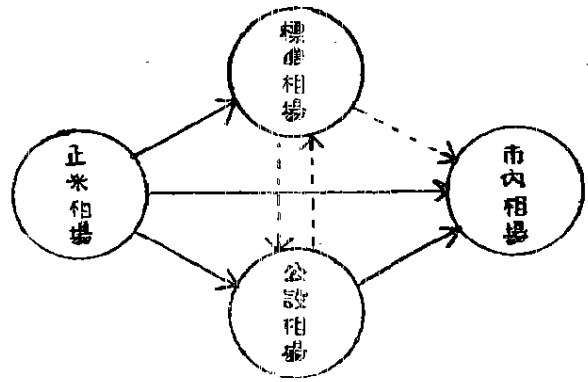

かくの如くして各種の小賣相場は相互に牽制しながらも、結局は正米相場を主要の原因として變動しつゝある。かくして小賣相場の研究は、必然に卸賣相場の研究に進まねばならぬが、兩者の關係に關する研究は之を他の機會にゆづることゝする。

（完）

附記　この研究をなすに當り、多くの便宜を與へられたる京都商工會議所、京都米穀商同業組合、京都市市場課、各倉庫會社および多數の白米小賣商人に對して、深く感謝の意を表す。